

MIIインターネットサービス利用契約約款

平成22年6月1日

株式会社UCOM

第1章 総則

第1条 (取扱いの準則)

株式会社UCOM(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、この「MIIサービス契約約款」(料金表を含みます。 以下「約款」といいます。)を定め、これによりMIIインターネットサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で通知することにより、本約款および本サービスの内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本サービス契約約款によります。

第3条 (用語の定義)

用語	用語の意味
端末設備	当社のネットワーク接続ポイントに接続される、お客様のコンピュータ、サーバー、ルーター等
通信設備	当社が設置するネットワーク接続装置や接続用回線
MIIインターネットサービス(本サービス)	当社が提供する回線接続サービスおよびオプションサービス
回線接続サービス	当社のネットワークセンターとお客様の貸室内の端末設備とを当社の通信設備および接続用回線を利用して結び、プロトコルによる相互通信を提供するサービス
オプションサービス	回線接続サービスを利用するお客様に対して提供する回線接続サービスの付加機能サービス
インターネット接続装置	接続用回線とお客様の端末設備とを接続する為のTCP/IPパケット電送装置および信号変換装置
接続用回線	端末設備と当社の通信設備を接続するため、お客様が設置する回線設備
お客様	当社と利用契約を締結した方
User Site Information(設定情報)	お客様の端末設備をネットワークに接続するための情報(IPアドレス等)を記載したドキュメント
利用契約	本約款の内容によりお客様と当社との間で締結される、本サービスの利用にかかる契約
バックボーン	通信事業者間を結ぶ大容量の基幹通信回線

第2章 本サービスの種類等

第4条 (サービスの種類)

本約款に基づき当社が提供するサービスの種類は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) TypeG/TypeGライト (グローバルIPアドレス接続サービス)

当社の接続ポイントとLANまたはインターネットサーバー(www、メール、DNS等)などの端末設備を含むネットワークとの間を、接続用回線を介して接続するサービス。IPアドレスは、グローバルアドレスをお客様のネットワークに対して、適正な数を当社から固定的に付与します。

(2) TypeP/TypeN (プライベートIPアドレス接続サービス)

当社の接続ポイントとネットワークを組まれた複数の端末設備との間を、接続用回線を介して接続し、同一ビル内ユーザーからのアクセスを禁ずるセキュリティ機能が伴うサービス。IPアドレスは端末設備の接続台数分をプライベートアドレスの仕組みで当社からお客様に動的に付与します。

第5条 (オプションサービス)

当社が提供するオプションサービスの種類、内容、条件等については、別表に定めるところによります。

第6条 (本サービスの提供対象)

本サービスの提供対象は、本サービスを提供可能な通信設備を有する建物内のお客様とします。

第3章 本サービス利用契約

第7条 (サービスの種類)

本サービスの利用開始の申込をする方は、本約款を予め承認のうえ、当社が別に定める契約申込書に必要事項を記入して当社に提出するものとします。

第8条 (本サービス利用開始の承諾)

- 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
- 当社が、契約の申込みを承諾する日は、当社所定の加入申込書を当社が受け付けた日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な当社の電気通信設備に余裕がない場合には、契約の申込みの承諾を延期することがあります。
- 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
 - 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - 申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 第35条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止されたお客様と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
 - 申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 当社は、前項の規定により、本サービスの契約申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

第9条 (最低利用期間)

- 回線接続サービスの最低利用期間は、当該回線接続サービスにかかる第20条第1項に定める課金開始日から起算して1年間といたします。
- オプションサービスの最低利用期間は、オプションサービスの提供を開始した日から起算して、1ヶ月といたします。
- お客様は、本サービス利用契約が発効した以後において、前二項に定める最低利用期間の満了前に当社の責に帰すべき事由によらずして利用契約が終了した場合、最低利用期間の残余期間に対応する第19条に定める本サービス料金およびこれにかかる消費税・地方消費税を当社に支払わなければなりません。

第10条 (サービス内容の変更等)

- お客様は、本サービスの内容(オプションサービスの利用開始および中止を含みます。)を変更することができます。この場合、当社が別に定める書面に必要事項を記入のうえ、変更等を希望する1か月前までに当社に提出するものとします。
- 当社は、前項の申込について承諾した場合には、その旨をお客様に通知します。なお申し出に係る変更等は、当該通知において当社が定めた時点において発効するものとします。

- 3 お客様、前条に定める最低利用期間の満了前に本サービスの内容の変更を行う場合、本サービス変更後の本サービスにかかる最低利用期間の起算日は、変更前における起算日と同一とします。

第11条 (権利譲渡等の禁止)

お客様は、本サービスの提供を受ける権利を、名目のいかんを問わず、第三者に譲渡することはできません。

第12条 (お客様の地位の承継)

相続または法人の合併などによりお客様の地位の承継があった場合は、承継の日より1か月以内にその旨を当社が別に定める様式により書面にて通知してください。

第13条 (届出事項の変更)

お客様は、第7条および第10条に基づく申し込みに際し当社に届け出た事項等に変更がある場合は、すみやかに書面によりその旨を当社に通知してください。

第14条 (当社が行う利用契約の解除)

- 1 当社は、第25条の規定により本サービスの提供の停止を受けたお客様が、提供の停止の期間中になおその事由を解消しない場合は利用契約を解除することができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除するときはあらかじめ書面にてお客様に通知します。
- 3 当社はお客様が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明し、当社がその契約の解除を申し出たときは利用契約を解除することができるものとします。

第15条 (お客様が行う利用契約の解除)

お客様は、利用契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の1か月前までに当社所定の解約申込書によりその旨を当社に通知するものとします。

第16条 (接続用回線の撤去)

前二条その他の事由により、利用契約が終了したときは、お客様は、お客様が敷設した接続用回線を撤去しなければなりません。なお、当該撤去にかかる工事については、お客様は当社または当社の指定する者にこれを依頼するものとし、その工事に要する費用はお客様の負担とします。

第4章 端末設備の接続等

第17条 (端末設備の接続等)

- 1 お客様は、本サービスの接続用回線に端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
 - (1) 端末設備を接続する場所
 - (2) 接続に係わる端末設備を構成する機器の名称
 - (3) その他技術上または保守上必要な事項
- 2 当社は、前項の端末設備の接続等に関し、当社の技術基準に適合しているか否かについて確認を行い、その結果をお客様に通知いたします。技術基準に適合しない場合は、当該端末設備を接続することができません。
- 3 お客様は、端末設備の接続の変更を申入れることができます。この場合の取り扱いは、前二項の規定を準用します。
- 4 お客様は、端末設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に連絡してください。
- 5 お客様は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条に定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に端末設備の接続に係わる工事を行わせ、また実地で監督させるものとします。

第18条 (端末設備の接続検査等)

- 1 当社は、端末設備に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障があると当社が判断したときには、端末設備が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合、お客様は、正当な理由がない限りこの検査を拒否することはできません。
- 2 前項の検査を行った結果、端末設備が本サービスに不適合と判断されたときは、当該端末設備を取り外していただきます。

第5章 料金等

第19条 (本サービス料金)

当社が提供する本サービスの料金は、当社が定めた最新の料金表に規定する初期設定料金、回線接続サービス料金およびオプションサービス料金(以下併せて「本サービス料金」といいます。)とします。

第20条 (料金の支払義務)

- 1 お客様は、本サービス料金の提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して契約の解除または、廃止があった日の属する暦月の末日までの期間(本サービスの提供開始日の属する暦月と解除または廃止があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。)について、本サービス料金の支払を要します。
- 2 前1項の期間において、利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの本サービス利用料に係るものは、その期間中の利用料金の支払を要します。
- 3 お客様の料金の支払日は、サービス利用月の翌月、当社が指定する期日(以下「支払期日」)となります。
- 4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第21条 (契約の申込みの取消)

- 1 お客様は、当社が契約の申込みを承諾した日から、本サービスの提供開始日までに契約の申込みを取消した場合、料金表に規定する料金を支払っていただきます。ただし、お客様の責めによらない理由により、契約の申込みの取消(以下この条において「取消」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。
- 2 工事の着手後完了前に取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、お客様は取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

第22条 (割増金)

お客様は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第23条 (遅延損害金)

お客様は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第24条 (料金の再請求)

- 1 当社は、お客様が料金その他の債務について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、料金の再請求をするものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

第6章 本サービスの提供の停止等

第25条 (本サービスの提供の停止)

- 1 当社はおお客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービス料金を支払期日を過ぎても支払わないとき
 - (2) 第17条の規定に違反したとき
 - (3) 第18条の規定に基づく当社の検査等を正当な理由なく拒否したとき
 - (4) 契約申込事項に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - (5) 第31条に該当する行為を行ったものと当社が判断したとき
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、本約款の規定に反し、当社の業務の遂行または当社の通信設備に支障を及ぼすと当社が判断する行為を行ったとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由・停止期日・停止期間をお客様に書面にて通知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合

はこの限りではありません。

第26条 (本サービスの提供の中止)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止します。
 - (1) 本サービスのために使用される電気設備・通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 第一種電気通信事業者が通信サービスの提供を中止する等やむを得ない事由により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (3) 第27条の規定によるとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をお客様に書面にて通知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第27条 (本サービスの利用の制限)

- 1 当社は、天災・事変その他の非常事態の発生により通信需要が著しく輻輳し、全ての通信を接続することができなくなった場合には、公共の利益の為に本サービスの提供を制限または中止することがあります。
- 2 本サービスお客様が本サービスの利用において、当社の通信設備に過大な負荷を生じる行為を行った場合には、当社は、当該お客様に対し本サービスの利用について制限をすることがあります。

第28条 (情報等の削除等)

- 1 当社は、お客様による本サービスの利用が第31条の各号に該当するものと判断した場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、または、その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該お客様に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第31条の各号に該当する行為を中止するよう要求する措置
 - (2) クレーム等を自らの費用と責任により処理するよう要求する措置
 - (3) お客様が表示した情報を削除するよう要求する措置
 - (4) お客様が表示または発信する情報の全部または一部を削除し、または第三者の閲覧に供することを停止する措置
 - (5) 第25条に基づき本サービスの提供を停止する措置
 - (6) 第14条に基づき利用契約を解除する措置

第6章 契約者の義務

第29条 (User Site Informationの取扱い)

- 1 お客様は、本サービスに係るUser Site Informationの内容を第三者に貸与したり、第三者と共有しないものとします。
- 2 お客様は、当社から発行されたUser Site Informationの内容の管理責任を負います。お客様は、お客様のUser Site Informationの内容を用いて第三者により本サービスが利用されたときには、当該第三者の利用はお客様自身の利用とみなされ、これにかかる一切の責任を負うことに同意します。

第30条 (自己責任の原則)

お客様は、本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、第三者から損害を与えられた場合、第三者との間で紛争が生じた場合等においては、自己の責任と費用負担をもってこれを処理解決し、当社に何らの迷惑損害を及ぼさないものとします。

第31条 (禁止行為)

- お客様による以下の行為は、これを禁止します。
- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する虞のある行為
 - (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する虞のある行為
 - (3) 第三者を差別、誹謗中傷し、もしくはその名誉、信用を毀損する行為、またはこれらに該当する虞のある行為
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつく虞のある行為
 - (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為

- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくはこれに類するものを開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用し得る情報を改竄または消去する行為
- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のあるメールを送信する行為
- (11) 当社業務の遂行または通信設備に支障を及ぼす虞がある行為
- (12) 本サービスを用いて電気通信事業を行う行為
- (13) その他法令もしくは公序良俗に違反する行為、または違反する虞のある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを設定する行為
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為

第8章 料金の減額

第32条 (責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのお客様の料金の減額請求に応じます。
ただし、お客様が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、お客様はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービス利用料合計額に限り料金の減額請求に応じます。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、料金の減額の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、当社の設置した本サービス用設備もしくは当社の本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧します。
ただし、お客様が所在する建物内の規約または取り決めにより、当社の設置した本サービス用設備の修理もしくは復旧が24時間以内に実施できない場合があります。その場合は、第2項の規定は適用されず、料金の減額の対象時間は当社が当該建物内にて当社の設置した本サービス用設備の修理もしくは復旧作業が可能になった時刻からとなります。

第33条 (免責)

- 1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、お客様に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、お客様が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。
- 4 当社は、お客様が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第34条 (承諾の限界)

当社は、お客様から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をそのお客様に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第35条 (契約者の義務)

- お客様は、次のことを遵守しなければなりません。
 - 契約に基づき当社の電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その契約回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - その契約回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - その契約回線等を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
 - その契約回線等を転貸、譲渡、質入等しないこと。
 - 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定め反しないこと。
 - 本サービスの利用にあたって、第31条に規定する「禁止行為」に定める行為を行わないこと。なお、お客様において、利用を許諾している(契約回線における行為は、とくに反証のない限り、お客様が利用を許諾したものと推定します。)本サービスの利用者が行った行為はお客様の行為とみなします。
- お客様は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。
- お客様は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- お客様は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合(お客様が、規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
- お客様は、前項の規定に違反してその契約回線等を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

第36条 (不可抗力)

- 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。
- 前項の場合に、当該契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第37条 (通信の秘密の保護)

- 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。
- 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」といいます。)第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

第38条 (個人情報等の保護)

- 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た申込者の個人情報であって、第37条(通信の秘密の保護)第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。)を、次の場合を除き、申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。))および日本ベリサイン株式会社の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
 - 申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、またプロバイダ責任制限法第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第39条 (合意管轄)

当社は、お客様と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

料金表

サービス名	帯域・容量等	価格	単位	備考1	備考2	
初期費用						
MII初期費		50,000円	回線			
ドメイン取得手数料		20,000円	ドメイン			
サブドメイン設定手数料		5,000円	ドメイン			
メールアカウント設定サービス		500円	アカウント			
仮想専用サーバサービス		20,000円	サーバ			
グローバルIPアドレス申請手数料		15,000円	回線			
月額費用						
TypeP	10Mbps	25,000円	回線	プライベートIPアドレス	1-10台	
		65,000円	回線	メール顧客側	11-50台	
	100Mbps	95,000円	回線		51台以上	
		45,000円	回線		1-10台	
		85,000円	回線		11-50台	
		115,000円	回線		51台以上	
TypeG	IP:4個	15,000円	回線	グローバルIPアドレス		
		30,000円	回線			
	IP:8個	70,000円	回線			
		100,000円	回線			
	IP:16個	10Mbps	50,000円			回線
			90,000円			回線
		100Mbps	120,000円			回線
			40,000円			回線
	IP:32個	10Mbps	80,000円			回線
			110,000円			回線
		100Mbps	60,000円			回線
			100,000円			回線
		130,000円	回線			
		55,000円	回線			
		90,000円	回線			
		120,000円	回線			
		70,000円	回線			
		110,000円	回線			
		140,000円	回線			
TypeGライト	10Mbps	7,000円	回線			
	100Mbps	3,000円	回線			
TypeN	100Mbps	3,500円	回線	プライベートIPアドレス	メール上位機器	
お申し込みサービス	50MB	5,000円	ドメイン			
	100MB	10,000円	ドメイン			
仮想専用サーバサービス		20,000円	サーバ			
VLANサービス	10Mbps	50,000円	2拠点			
	100Mbps	100,000円	2拠点			
独自ドメイン設定管理	プライベート1個目	5,000円	ドメイン		DNSサーバに設定 ドメイン維持費用含む	
	プライベート2個目以降	4,000円	ドメイン			
	モカダ1個目	2,000円	ドメイン			
	モカダ2個目以降	2,000円	ドメイン			
独自ドメイン維持管理		1,000円	ドメイン			
DNS設定管理		1,000円	ドメイン			
サブドメイン設定管理		500円	ドメイン			
VLS-メールアカウントサービス		600円	アカウント			